

議事要旨(5) 関連当事者開示検討専門委員会における検討状況について

石井委員より、冒頭、公開草案の公表を当初は昨年末と予定していたが、IASB への照会に対する回答待ちの状況である旨の説明がなされた。

次に、新井専門研究員より、資料「審議事項(5) 6」に基づき、IASB から回答を近く入手できることを前提に公開草案の文案検討に入り、3月のIASB との第三回会合時には、検討中の公開草案のドラフト(英文版)を用意して議論することを予定している旨の説明がなされた。

続いて、資料「審議事項(5) 1 関連当事者開示専門委員会での検討状況」に基づき、主な論点と専門委員会での検討の方向性についての説明が行われた。

まず、関連当事者の範囲については、資料「審議事項(5) 2」の図も参照しながら、連結子会社と関連当事者との取引まで開示対象とし、親会社の役員及び主要な子会社の役員も関連当事者に含めることにより、開示する取引の範囲を拡大する方向で検討している旨の説明がなされた。

また、具体的論点として、役員報酬の範囲については、資料「審議事項(5) 3 役員報酬の範囲」に基づき、会社法の所定の手続を踏んでいないものは含めないこととし、役員報酬等としての所定の手続きを踏んでいない、いわゆるFRINGE・ベネフィットは、事業関連性も勘案した上で、開示を求める方向で検討している旨の説明がなされた。

更に、「第三者のためにする取引」については、資料「審議事項(5) 4」に基づき、取引先の代表者が社外取締役や社外監査役に就任して開示するケースが増加しているという現状や、役員の範囲の拡大等に伴い開示すべき取引が増加することが予想されることも考慮し、第三者が法人の場合の重要性の判断規準は、第三者が関係会社ではない場合も含め、法人関連当事者との取引での判断規準による方向で検討していることが説明された。

上記の説明に対して、委員より主に以下の意見があった。

- ・ 日本公認会計士協会においては、関連当事者の監査に関する実務指針として監査基準委員会報告書第34号「関連当事者の監査」という公開草案を公表した。米国においては、企業が実証できない限り、関連当事者との取引が第三者との取引と同等な条件(「一般的取引条件」)で行われた旨を明記してはならないという規定があり、現在検討中の会計基準での取引条件の開示において、「一般的取引条件」で行われている旨の開示も求めることとするのか検討して欲しい。
- ・ 現在検討している方向性では、連結子会社と関連当事者との取引等が含まれることになり、事務負担が膨大になることが懸念される。コスト・ベネフィットの観点から、そのような開示が正当化されるのか検討してほしい。

これらの意見を踏まえて、引き続き専門委員会で検討することとされた。

以上